

●香川県告示第13号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和8年1月23日から施行する。

令和8年1月23日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>360円以内とする。</u></p> <p>エ <u>法第2条第2項の規定に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>350円以内とする。</u></p> <p>エ <u>高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その</p>

設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(ウ) 略

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮をする複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。この場合において、建設型応急住宅の設置戸数は、被災者に供与される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(オ)～(キ) 略

イ 略

2 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日ま)	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	5人を超える人数 1人につき、

設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

(ウ) 略

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。この場合において、建設型応急住宅の設置戸数は、被災者に供与される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(オ)～(キ) 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日ま)	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	5人を超える人数 1人につき、

で)						8,500円 を5人世 帯当たり の額に加 算した額
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>12,300円</u> を5人世 帯当たり の額に加 算した額

で)						8,300円 を5人世 帯当たり の額に加 算した額
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>12,000円</u> を5人世 帯当たり の額に加 算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区 分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯
夏季 (4月1 日から9 月30日ま で)	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>2,900円</u> を5人世 帯当たり の額に加 算した額
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>3,900円</u> を5人世 帯当たり

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区 分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯
夏季 (4月1 日から9 月30日ま で)	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>2,800円</u> を5人世 帯当たり の額に加 算した額
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	5人を超 える人数 1人につ き、 <u>3,800円</u> を5人世 帯当たり

					の額に加 算した額
--	--	--	--	--	--------------

(4) 略

4・5 略

6 福祉サービスの提供

(1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

(2) 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町（法第11条に規定する災害発生市町村等に該当する市町をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

(3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

- ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
- イ 災害時要配慮者からの相談対応
- ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定に基づいて設置する場合を除く。）

(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 略

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 略

(2) 略

ア 略

					の額に加 算した額
--	--	--	--	--	--------------

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

ア 略

イ 略

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
358,000円

ウ 略

8 略

9 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

イ 略

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

(4) 略

10 略

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については232,000円以内、12歳未満の者については185,700円以内とする。

(4) 略

11 略

12 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内とする。

これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
348,000円

ウ 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,200円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,500円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については226,100円以内、12歳未満の者については180,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とする。

これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略
(5) 略
13 略

(1) 略
(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 略
14 略
(1) 略

ア～ウ 略
エ 福祉サービスの提供
オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

カ～ク 略
(2)・(3) 略

第2 略
1 政令第4条第1号から第5号までに掲げる者

(1) 略
ア 略
イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する相談支援専門員 1人1日当たり 16,100円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,400円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,500円以内

カ 大工 1人1日当たり 28,700円以内

ウ 略
(5) 略
12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
(1) 略
(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。

(3) 略
13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる場合に支出する。
ア～ウ 略

エ 飲料水の供給
オ～キ 略
(2)・(3) 略
第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度
1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者
(1) 日当
ア 略
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,800円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,000円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,700円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円以内

カ 大工 1人1日当たり 25,800円以内

キ 左官 1人1日当たり 27,100円以内
ク とび職 1人1日当たり 27,000円以内
(2)・(3) 略
2 政令第4条第6号から第11号までに掲げる者
略

キ 左官 1人1日当たり 25,000円以内
ク とび職 1人1日当たり 25,400円以内
(2)・(3) 略
2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
業者のその地域における慣行料金による支出実費にその100分の3を
乗じて得た額を加算した額以内とする。